

令和3年度決算状況等について (各款及び不用額の説明等)

【歳入】

歳入総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額A	決算額B	差引 B-A
1 国民健康保険税	2,466,537	30,705	2,497,242	2,556,323	59,081
2 使用料及び手数料	45	0	45	2	▲ 43
3 道支出金	11,730,158	▲ 199,946	11,530,212	11,267,484	▲ 262,728
4 財産収入	151	0	151	103	▲ 48
5 繰入金	1,669,760	▲ 69,390	1,600,370	1,591,035	▲ 9,335
6 諸収入	14,895	▲ 2,194	12,701	33,364	20,663
7 繰越金	0	130,201	130,201	130,201	0
8 国庫支出金	0	10,599	10,599	10,599	0
合 計	15,881,546	▲ 100,025	15,781,521	15,589,111	▲ 192,410
繰入金のうち赤字補てん分	0	0	0	0	0

① 国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分
からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人
数に応じて計算)、平等割(一世帯当たり年間定額で計算)があります。

- ・医療分…国保事業費納付金(医療給付費分)や保健事業等の費用にあてるための
国保税
- ・支援分…国保事業費納付金(後期高齢者支援金等分)にあてるための国保税
- ・介護分…国保事業費納付金(介護納付金分)にあてるための国保税
(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税 5,908万1千円の増は、調定額の増減及び収納率の増によるものです。

- ・医療一般分 4,111万円の増
- ・医療退職分 1万8千円の減
- ・支援一般分 1,550万円の増
- ・支援退職分 7千円の減
- ・介護一般分 249万8千円の増
- ・介護退職分 2千円の減

※収納額は現年課税分と滞納繰越分の合計額

収納率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比
一般被保険者	78.46%	80.50%	81.44%	82.24%	82.58%	0.34%
現年課税分	94.39%	94.34%	93.99%	94.01%	93.98%	△ 0.03%
滞納繰越分	28.14%	27.84%	25.18%	27.06%	25.29%	△ 1.77%
退職被保険者等	91.92%	85.51%	53.21%	26.97%	21.12%	△ 5.85%
現年課税分	98.02%	99.09%	99.19%	-	-	-
滞納繰越分	54.78%	42.35%	26.08%	26.97%	21.12%	△ 5.85%
総計	78.71%	80.53%	81.41%	82.21%	82.56%	0.35%
現年課税分	94.47%	94.37%	93.99%	94.01%	93.98%	△ 0.03%
滞納繰越分	28.43%	27.94%	25.18%	27.05%	25.29%	△ 1.76%

② 使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、4万3千円の減です。

③ 道支出金

医療費の給付等に充てる費用として、北海道から交付される交付金です。

・普通交付金(保険給付費等交付金)

医療費のうち自己負担分を除いた費用等が市町村に交付されます。

・特別交付金

市町村の財政状況等の個別の事情に着目し、財政調整を行う役割を有するものです。

道支出金 2億6,272万8千円の減は、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減となったものです。

④ 財産収入

基金の運用によって生じた利息です。全額を歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は、4万8千円の減です。

⑤ 繰入金

一般会計繰入金は、法令の規定や、一般会計との間の取り決めに基づき、保険税の軽減に充てる費用や事務の執行に要する経費等を、一般会計から繰り入れます。
(保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等)

基金繰入金は、財源補てんや国庫支出金等の精算に伴う返還のため、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金 933 万 5 千円の減は、職員給与費等の執行残に伴う一般会計繰入金の減によるものです。

⑥ 諸収入

加入者が国保税を滞納した場合に徴収する延滞金、交通事故等に関する第三者行為納付金、医療費不正請求に係る返納金等です。

諸収入 2,066 万 3 千円の増は、返納金などの増によるものです。

⑦ 繰越金

前年度決算で生じた剰余金を計上するものです。

繰越金は、ほぼ予算額どおりです。

⑧ 国庫支出金

令和 2 年度から災害臨時特例補助金として新型コロナウイルスの減免に関する補助金が交付されています。

国庫支出金は、予算額どおりです。

【歳出】

歳出総括表

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B
1 総務費	296,510	▲ 2,652	293,858	283,791	10,067
2 保険給付費	11,476,285	▲ 209,816	11,266,469	11,015,705	250,764
3 国民健康保険事業費納付金	3,909,934	0	3,909,934	3,909,934	0
4 共同事業拠出金	10	0	10	1	9
5 財政安定化基金拠出金	5	0	5	4	1
6 保健事業費	184,006	▲ 34,714	149,292	128,975	20,317
7 基金積立金	151	130,201	130,352	130,304	48
8 公債費	15	0	15	3	12
9 諸支出金	14,130	16,956	31,086	24,566	6,520
10 予備費	500	0	500	0	500
合計	15,881,546	▲ 100,025	15,781,521	15,493,283	288,238

① 総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。
(職員給料・諸手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等)

総務費の不用額 1,006 万 7 千円は、職員給与費等の執行残です。

② 保険給付費

療養給付費(医療費等の自己負担分を除いた分)、加入者が医療費をいったん全額支払いした場合等に支払う療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金などです。

保険給付費の不用額 2 億 5,076 万 4 千円は、療養給付費などの執行残で、対象件数などが減となったものです。

③ 国民健康保険事業費納付金

北海道が全道の医療費を賄うために、各市町村は北海道から通知される事業費納付金を北海道へ納付します。

国民健康保険事業費納付金は、予算額どおりの執行です。

④ 共同事業拠出金

退職加入者に関する事務経費として、国保連合会へ支払う拠出金です。

共同事業拠出金は、ほぼ予算額どおりの執行です。

⑤ 財政安定化基金拠出金

災害等の特別な事情により、保険料収入が不足する場合には北海道の財政安定化基金から交付を受けることが出来ます。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により道内3町に対し基金から交付を受けましたが、交付額の1/3は道内市町村で負担することになります。

財政安定化基金拠出金は、ほぼ予算額どおりの執行です。

⑥ 保健事業費

傷病の発生を予防し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、加入者の健康保持・増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。

また、これらの取組は、結果として医療費の抑制にもつながるものです。

保健事業費の不用額2,031万7千円は、特定健康診査委託料等が減となったものです。

⑦ 基金積立金

前年度決算で生じた剰余金と基金の運用によって生じた利息を、それぞれ歳入の「繰越金」と「財産収入」に計上し、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は、ほぼ予算額どおりの執行です。

⑧ 公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は、ほぼ予算額どおりの執行です。

⑨ 諸支出金

過年度分の保険税の還付等に充てる費用です。

諸支出金の不用額 652 万円は保険税償還金の減によるものです。

⑩ 予備費

予算に計上していない突発的な支出等に備えるための経費です。

予備費 50 万円の執行はありませんでした。

令和3年度の取組

【医療費適正化・保健事業の取組】

- 糖尿病等重症化予防事業
- プレ特定健診(30～39歳)の実施
- 特定健診受診者へのがん検診受診料の助成事業
- レセプト点検の充実
- 健診・保健指導勧奨方法の工夫
- 柔整被保険者点検の実施
- 医療費通知の実施
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 重複・頻回受診者への指導
- 生活習慣改善に関する出前講座の実施
- ドック事業の充実
- 就労者の精神疾病予防事業

【収納率向上の取組】

- 早期電話催告、臨戸訪問による催告
- ペイジーや臨戸訪問による口座振替の促進
- 資格疑義者への届出勧奨、所得未申告者への申告勧奨
- 不現住・居所不明者の実態調査
- 納付困難者への分割相談、減免等
- 財産調査と滞納処分の徹底
- 夜間相談窓口の開設
- 誓約書等提出の徹底
- クレジットカード決済の導入・普及促進

※新型コロナウイルスの影響により一部訪問を自粛。

【市民サービスの向上・業務効率化の取組】

- 総合窓口フロア運用の改善・充実
- おくやみ手続き予約制の実施

【新型コロナウイルス感染症に関係した取組】

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税の減免
- 感染症の罹患者等に対する傷病手当金の支給